

令和2年8月25日 開 会

令和2年8月25日 閉 会

# 鳥栖・三養基西部環境施設組合議会 定例会会議録

鳥栖・三養基西部環境施設組合議会事務局

令和2年8月定例会会期日程

日次	月 日	摘 要
第1日	8月25日(火)	開 会 副議長の選挙 会期決定 8月25日(1日間) 会議録署名議員指名 経過報告 議案審議 議案第5号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕 議案第6号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕 閉 会

8月定例会付議事件

1 管理者提出議案

〔令和2年8月25日提出〕

議案第5号 令和元年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について [認定]

議案第6号 令和2年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号) [可決]

〔令和2年8月25日議決〕

2 経過報告

経過報告(管理者)

1 出席議員氏名

議 長 森山 林

久保山 日出男	飛 松 妙 子	伊 藤 克 也	樋 口 伸一郎
牧 瀬 昭 子	中 山 五 雄	寺 崎 太 彦	田 中 俊 彦
宮 原 宏 典	岡 廣 明	古 賀 通	

2 欠席議員氏名

なし

3 地方自治法第 121 条による説明員氏名

管 理 者 末 安 伸 之	副 管 理 者 橋 本 康 志
副 管 理 者 武 廣 勇 平	事 務 局 長 井 上 弘 孝
総 務 課 長 平 野 健 一	総 務 課 長 補 佐 兼 管 理 係 長 並 川 勇
総 務 課 総 務 係 長 江 崎 由 起 子	

4 議会事務局職員氏名

事 務 局 長 井 上 弘 孝	総 務 課 長 平 野 健 一
総 務 課 長 補 佐 兼 管 理 係 長 並 川 勇	総 務 課 総 務 係 長 江 崎 由 起 子

5 議事日程

日程第 1 副議長の選挙

日程第 2 会期決定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 経過報告

日程第 5 提案理由の説明 議案第 5 号～議案第 6 号

日程第 6 議案第 5 号 令和元年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について  
(質疑、討論、採決)

日程第 7 議案第 6 号 令和 2 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第 1 号)  
(質疑、討論、採決)

**開会**

**午後 1 時 3 0 分**

**開議**

## 森山林議長

皆さん、こんにちは。本日は、組合議会定例会の開催にあたりまして、ご多忙中にもかかわらず、出席をいただきまして、ありがとうございます。なお、事前に配布をさせていただいております「鳥栖・三養基西部環境施設組合における新型コロナウイルス感染症対策について」を、ご案内させていただいておりますとおり、各種感染防止のための対策を講じております。皆様方には、大変ご不便をおかけいたしますけれども、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。また、本日は構成市町首長、市町議会議長及び議員の皆様がご出席されておりますことから、危機管理上、新型コロナウイルスの感染リスク低減を図るため、長時間の会議にならないよう、スムーズな進行にご協力くださいますようお願いいたします。それでは、進めてまいります。

本日、鳥栖・三養基西部環境施設組合告示第3号におきまして、本組合議会の8月定例会が招集されました。

ただ今、出席議員数は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議は、成立いたしました。

議事に入ります前に、新しく組合議員になられた方のご紹介をさせていただきます。みやき町議会議長の田中俊彦議員、同じくみやき町議会議員の古賀通議員です。心からお祝いを申し上げます。それでは、ただ今、紹介しました各議員からご挨拶をお受けしたいと思います。田中議員、自席からお願いします。

## 田中俊彦議員

皆さん、こんにちは。みやき町議会田中俊彦でございます。この度、鳥栖・三養基西部環境施設組合議員として、しっかり皆さん方のご指導いただきながら、職責を全うしたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## 森山林議長

ありがとうございました。次に、古賀議員、自席からお願いいたします。

## 古賀通議員

みやき町議会の古賀通です。よろしくお願ひします。

## 森山林議長

ありがとうございました。以上を持ちまして、ご紹介を終わります。

それでは、本日の会議を開きます。



## 日程第1 副議長の選挙

## 森山林議長

日程第1、副議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によるものと決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。それでは、指名いたします。本組合議会の副議長に田中俊彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長において指名しました田中俊彦議員を副議長の当選人に決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、田中俊彦議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました田中俊彦議員が議場におられますので、会議規則第 31 条第 2 項の規定により、当選されましたことを告知いたします。

それでは、田中議員の就任の承諾及びご挨拶を自席からお願いいたします。

#### **田中俊彦議員**

ただ今、副議長に推選いただきました田中でございます。皆様のご協力、ご指導をいただきながら、しっかりと取り組んでまいり所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### **森山林議長**

ありがとうございました。



### **日程第 2 会期決定**

#### **森山林議長**

日程第 2、会期決定の件を議題といたします。会期は、本日 1 日間としたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日間と決しました。



### **日程第 3 会議録署名議員の指名**

#### **森山林議長**

日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 94 条の規定により、議長において伊藤克也議員、宮原宏典議員を指名いたします。



#### 日程第4 経過報告

##### 森山林議長

日程第4、経過報告につきましては、お手元に印刷物が配布されておりますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。



#### 日程第5 提案理由の説明

##### 森山林議長

日程第5、提案理由の説明を求めます。末安管理者。

##### 末安伸之管理者

みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、また暑い中にご出席をいただき、ありがとうございます。当組合の運営についてかねてからご理解、ご協力を賜っておりますことをこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

それでは、議案の提案理由の説明をいたします。提案いたしております議案は、議案第5号と議案第6号の2件でございます。

まず、議案第5号、「令和元年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算の認定について」でございます。一般会計歳入歳出決算は、歳入総額が14億3,413万9,417円でございます。歳出総額13億9,688万1,892円。歳入歳出差引額が3,725万7,525円となっております。決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見書を添えて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第6号、「令和2年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計の補正予算（第1号）」については、歳入歳出それぞれ3,725万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,219万5,000円とするものでございます。

以上で提案の説明を終わります。

##### 森山林議長

ありがとうございました。



#### 日程第6 議案第5号 令和元年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について

## 森山林議長

日程第 6、議案第 5 号「令和元年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について」を議題といたします。議案の説明を求めます。平野総務課長。

## 平野健一総務課長

総務課長の平野でございます。

それでは、ただ今議題となりました議案第 5 号「令和元年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定」のご説明をいたします。

資料につきましては、別冊の歳入歳出決算書をお願いいたします。それでは、2 ページ、3 ページをお願いします。歳入決算の合計でございますが、予算現額 14 億 4,518 万 2,000 円に対しまして、調定額、収入済額は 14 億 3,413 万 9,417 円、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、4 ページ、5 ページをお願いいたします。歳出決算の合計でございますが、予算現額 14 億 4,518 万 2,000 円に対しまして、支出済額 13 億 9,688 万 1,892 円、不用額といたしまして、4,830 万 108 円となっております。次のページをお願いします。歳入歳出差引額につきましては、3,725 万 7,525 円となっております。

決算内容につきましては、事項別明細書にてご説明いたします。8 ページ、9 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、節 1 負担金の収入済額 11 億 5,367 万 4,000 円につきましては、管理運営費、それから解体準備費といたしまして負担をいただいているもので、市町ごとの負担金額につきましては、備考欄に記載しているところでございます。

次に、款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、節 1 施設使用料の収入済額 3 万 5,700 円につきましては、リサイクルプラザの宿泊を伴う施設使用料でございます。次に、項 2 手数料、節 1 処理手数料の収入済額 1 億 6,495 万 1,100 円につきましては、備考欄に記載しておりますように、溶融資源化センターごみ処理手数料の 1 億 4,434 万 1,400 円、これは事業所からの可燃ごみの処理手数料でございます。それとリサイクルプラザごみ処理手数料の 2,060 万 9,700 円、これは直接リサイクルプラザに持ち込まれた粗大ごみ、不燃ごみの処理手数料でございます。

次に、款 3 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入、節 1 財産貸付収入の収入済額 26 万 5,587 円につきましては、普通貸付財産に伴う収入でございます。その下の目 2 利子及び配当金、節 1 利子及び配当金の収入済額 4 万 1,139 円につきましては、施設整備基金の利子でございます。

次に、10 ページ、11 ページをお願いいたします。款 4 繰入金につきましては、本年度はございません。

次に、款 5 繰越金、項 1 繰越金、節 1 繰越金の収入済額 2,913 万 196 円につきましては、平成 30 年度決算における余剰金の全額を繰越金として収入をしたところでございます。

次に、款 6 諸収入、項 1 組合預金利子、節 1 組合預金利子の収入済額 9,607 円につきましては、歳計現金の保管に伴う預金利子でございます。次に、項 2 雑入、目 1 雑入、節 1 雑入の収入済額 8,603 万 2,088 円でございますが、主なものについて備考欄でご説明いたします。まず、1 段目のメタル・スラグ

売払金の216万3,784円につきましては、溶融炉から生じる再資源化物の売払金でございます。その下の有価資源物売払金の金属から発泡スチロールまでは、リサイクルプラザで回収されました資源化物の売却収入で、合計しますと、3,135万3,812円となっております。これは、昨年度から比較しますと、約1,400万円減額となっております。主な要因としましては、金属が約540万円、それから古紙・古布が約710万円減額しております。これは、売払平均単価が下落をしたことによる影響でございます。また、ペットボトルにつきましては、全量日本容器包装リサイクル協会へ資源化の委託をしたため項目としては上がっておりません。その下の再利用品売却金の31万2,900円につきましては、毎月第3日曜日にリサイクルプラザで開催しておりますもったいなか市等での家具類等の再生品の売却代金でございます。その下の再商品化合理化拠出金の680万7,220円につきましては、日本容器包装リサイクル協会からの拠出金で主にペットボトルの引渡しに伴うもので、前年度との比較では、約390万円増となっております。次に、12ページ、13ページをお願いいたします。備考欄の上から6段目に記載しております溶融飛灰処理費補償金の3,722万7,435円につきましては、溶融施設の運転管理維持補修等に関する覚書に基づきまして、性能保証3%を超える飛灰発生に対する補償金ということで、日鉄テックスエンジからの収入でございます。その2つ下の災害ごみ受入処分費772万1,376円につきましては、昨年8月に発生しました豪雨災害で大町町と武雄市からの災害ごみの受入れ費用でございます。具体的には、武雄市から206万6,272円、大町町から565万5,104円となっております。受入れ量としましては、371.22トンということでございます。

続きまして、歳出でございます。14ページ、15ページをお願いいたします。まず、款1議会費、項1議会費、目1議会費の支出済額28万2,462円につきましては、議員報酬及び定例会等の費用弁償でございます。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の支出済額1億5,955万1,419円の内容についてご説明いたします。節2給料の9万6,000円につきましては、正副管理者3名分でございます。次に、節3職員手当等の253万3,279円につきましては、派遣職員の管理職手当と時間外勤務手当でございます。次に、節4共済費の143万7,650円につきましては、嘱託職員の社会保険料が主なものでございます。次に、節7賃金の1,250万9,334円につきましては、派遣職員7名分の賃金でございます。次に、節8報償費につきましては、顧問弁護士の相談費用でございますが、令和元年度の支出はございませんでした。次に、節9旅費の15万7,600円につきましては、研修会等への参加旅費でございます。次に、節10交際費の支出はございません。次に、節11需用費の76万4,780円につきましては、主に事務経費と管理経費でございます。次に、節12役務費の206万3,086円につきましては、通信費と建物災害共済保険料が主なものでございます。次に、16ページ、17ページをお願いいたします。節13委託料の支出済額1,347万2,457円につきましては、経常的な経費といたしまして、夜間の機械警備、施設内の清掃業務と消防設備の保守点検業務、それからエレベーターの保守点検、それに搬入道路を含めた施設周辺の植栽管理と事務システムの保守費用でございます。次に、節14使用料及び賃借料の196万3,605円につきましては、公用車とパソコン等の事務機器等リース料が主なものでございます。次に、節18備品購入費の支出済額5万4,000円につきましては、収納代理金融機関である佐賀銀行の口座振替のためのネットワークシステムの購入費用でございます。次に、節19負担金補助及び交付金の2,532万8,293

円の主なものをご説明いたします。備考欄の派遣職員負担金の2,519万4,407円につきましては、派遣職員4名分の給料と共済費相当額をそれぞれの団体に支払ったものでございます。次に、節23償還金利子及び割引料2,913万196円につきましては、平成30年度の負担金を清算し、構成市町に返還したものでございます。次に、節25積立金7,004万1,139円につきましては、施設整備基金の預入れ利息分4万1,139円と現在の溶融資源化センターの解体及び撤去のための施設解体基金積立金7,000万円を積立てたものでございます。この積立てにつきましては、令和元年度から令和5年度までの5年間を7,000万円、総額で3億5,000万円、それから令和6年度から4年間を年間5,000万円、総額2億円、合わせて5億5,000万円の積立てを目指すものでございます。

続きまして、項2監査委員費、目1監査委員費の支出済額、2万8,400円の内訳につきましては、節1報酬1万8,000円と節9旅費1万400円でございます。これは、監査時の費用弁償でございます。

次に、款3衛生費でございますが、18ページ、19ページをお願いいたします。項1清掃費、目1溶融施設運営費の支出済額10億2,649万1,719円の内訳についてご説明いたします。まず、節11需用費の185万8,365円につきましては、溶融資源化センター内の作業用車両の燃料費と場内での補修等の修繕料でございます。次に、節12役務費51万9,082円につきましては、洗車場の汚泥処理手数料と排ガス分析器及び計量機の法定検査費用でございます。次に、節13委託料10億2,262万5,000円でございますが、まず、備考欄の一番上に記載をしております施設運転管理業務委託料9億985万8,350円につきましては、溶融施設の運転管理をしております日鉄テックスエンジへの支払いでございます。次に、委託料の備考欄2番目になります飛灰運搬処理業務委託料9,456万7,634円につきましては、溶融炉から発生した飛灰の外部処理委託料でございます。これは、前年度と比較しますと、737万4,818円の減となっております、飛灰の発生率の減に伴うものでございます。なお、令和元年度よりリスク分散のために、従来の大牟田市の三池製錬、それから荏田町の宇部興産に加えまして、三重県伊賀市の大栄環境にも処理をお願いしているところでございます。以下の委託料につきましては、施設管理に伴うものでございます。次に、節14使用料及び賃借料の支出済額148万9,272円につきましては、溶融資源化センターで使用いたします作業用車両、これはフォークリフトになりますけれども、これのリース料と電柱の使用料でございます。

続きまして、目2リサイクルプラザ処理棟運営費の支出済額2億688万8,033円の内訳についてご説明をいたします。まず、節11需用費5,365万8,540円でございますが、備考欄の消耗品費は、プラントの運転管理のための消耗材で、梱包用結束バンド、フィルム等の購入費用でございます。また、光熱水料は、電気代の1,592万7,544円と水道代の27万5,605円でございます。次の修繕料は、プラントの点検修理に要した経費で主に破碎機、電装関係等の定期的な点検保守費用と電気室及び電動フォークリフトのバッテリー交換費用でございます。次に、節12役務費69万2,050円につきましては、処理棟で使いますフォークリフトの点検手数料と計量機の法定検査手数料、それに排水処理設備の清掃に伴うものでございます。次に、節13委託料の支出済額1億5,253万7,443円の主なものにつきましては、備考欄の施設運転管理業務委託料の1億4,773万8,600円でございますが、これは、処理棟の運転管理を委託しております西部広域環境事業協同組合への支払いでございます。その下の蛍光管運搬処理委託料から下から2番目になりますけれども、古布運搬処理委託料までは、外部処理に要した費用でございます。

す。

次に、20 ページ、21 ページをお願いいたします。続きまして、目 3 リサイクルプラザプラザ棟運営費の支出済額 363 万 9,859 円でございますが、まず、節 8 報償費 31 万 926 円につきましては、環境啓発事業の謝金等でございます。次に、節 11 需用費 113 万 3,705 円のうち、修繕料 86 万 673 円につきましては、プラザ棟内のエレベーター等の修繕料でございます。次に、節 12 役務費 1 万 4,000 円につきましては、合併処理浄化槽の法定検査費用でございます。次に、節 13 委託料の支出済額 218 万 1,228 円につきましては、浄化槽保守費用と土日の宿泊研修時の警備員の配置費用が主なものでございます。

最後の款 4 予備費の充用はございません。

次に、24 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

次に、26 ページ、27 ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。1 の公有財産につきましては、特に変動はございません。2 の基金でございますが、施設整備基金につきましては、利子相当分、また、施設解体基金につきましては、新たに 7,000 万円が増額したところでございます。

それから、31 ページにつきましては、決算審査の意見書を付けているところでございます。

以上をもちまして、「令和元年度一般会計歳入歳出決算について」のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

#### **森山林議長**

引き続き、監査委員の決算審査の結果について報告を求めます。寺崎監査委員。

#### **寺崎太彦監査委員**

監査委員の寺崎です。審査報告をさせていただきます。地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、令和 2 年 7 月 7 日に令和元年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計歳入歳出決算審査を行いました。

決算審査に当たっては、提出された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに書票類、その他の関係諸帳簿により慎重に審査しました。その結果をご報告いたします。

審査に付された歳入歳出決算書の調書は、地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の計数については、現金出納簿、銀行通帳等と照合した結果、適正に処理されているものと認めます。以上です。

#### **森山林議長**

ありがとうございました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。中山議員。

#### **中山五雄議員**

一つだけお尋ねします。14 ページの一般管理費節 8 報償費の中に顧問弁護士代ということでございますが、これは年間一定して 10 万円払ってることだと思うんですけども、もし何かあった場合には、また別に顧問弁護士をお願いしないといけない時は、追加の顧問弁護士代を取られますか。その辺いかがですか。

#### **平野健一総務課長**

中山議員のご質問にお答えします。節 8 の報償費、これにつきましては、まずここを造った時に久留米市の日野総合法律事務所をお願いをしておりました。ここができて 17 年になりますが、その間

依頼をしたことはございません。何か問題があった時に相談をするということで、予備的に 10 万円を挙げているところでございます。まだこの間使ったことはございません。

#### **中山五雄議員**

使ったことないんですね。わかりました。

#### **森山林議長**

他にございませんか。岡議員。

#### **岡廣明議員**

2点ほどお伺いします。1点目は、17ページの積立て金、今回の7,000万円を積立てるわけでございますけれども、令和元年から9年間、合計5億5,000万円ということでございますけれども、どういうふうな形で溶融資源化センターとリサイクルプラザでございますけれども、リサイクルプラザについても将来解体される意向なのか、宿泊施設も絡んでおりますので、その辺について、どういうふうな形の中で取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

それともう一つは、今回元年度の最終的な不用額が約4,830万円と出ております。その内予備費、ほとんどが予備費でございますけれども、その中で19ページに溶融施設運営費で極端に委託料、ここの運営とか諸々の委託料が2,100万円不用額になっております。大きな要因として、どういうものが含んでおられるのか。いわゆる執行部の努力によって不用が出たと思っておりますけれども、主な要因が何なのかお伺いをいたします。

#### **平野健一総務課長**

岡議員の質問にお答えします。まず1点目の積立て金につきましては、溶融資源化センターのみです。ですので、この積立て額につきましては、リサイクルプラザのほうは含んでおりません。

それから、もう1点になりますけれども、委託料の中で不用額がかなり増えてるということでございますけれども、19ページです。それにつきましては、まず1点目が飛灰運搬処理業務委託料がかなり減っております。これはなぜかといいますと、飛灰の発生率ですね。こちらのほうが減りましたので、そちらのほうでかなり減っています。それと、運転管理業務委託料は溶融のほうですけど、そちらのほうも減っております。あとは、ごみ質検査からスラグの分析まで委託料がございます。ごみ質とか、周辺環境とか5本ありますけれども、この5本の中でかなり入札減が出ております。以上の点が不用額が出た要因でございます。以上でございます。

#### **岡廣明議員**

委託料の中の飛灰運搬処理委託料ということで、それが主な原因になるという説明でございましたけれども、そうすると全体的にごみの量そのものが、全体的に減ったためにいわゆる飛灰そのもの、従来は、多分5%くらいの飛灰が出てたんじゃないかならうかと思えます。ですから、その量が減ったために運搬量が減った、極端に言えば各市町からの持ち込みそのものが減ったというように解釈していいんですかね。

#### **平野健一総務課長**

岡議員のご質問にお答えします。飛灰が減った要因といたしましては、まず予算の時にだいたい6%くらいで予算の計上をしておりました。しかしながら、今回4.95%ということで、かなり減っておりますので、そこが一番の要因でございます。ごみの持ち込み量に対しましては、変わっておりません。以上

でございます。

### **森山林議長**

いいですか。他にございませんか。牧瀬議員。

### **牧瀬昭子議員**

災害ごみに関してのところを教えてくださいなんですけども、歳入なんです。その分の371トンで769万4,355円ということだったので、1トン当たりが2万812円となると思うんですが、この算出根拠とか方法は、どのように決められたのでしょうか。

### **平野総務課長**

牧瀬議員のご質問にお答えします。災害ごみの詳細と申しますか、費用の根拠なんですけども、この出し方につきましては、前年度決算におきます溶融処理に要した用役費、及び補修費等、溶融飛灰の外部委託に要した費用の合計、この3つを足しまして、その年間の処理費用で割ったものをトン当たりの処理費用としており、トン当たり、2万800円となっております。以上でございます。

### **牧瀬昭子議員**

ありがとうございます。2万800円ということですが、これは通常この西部で処理される分の1トン当たりの金額と比較するとどのくらい違うんですか。

### **井上弘孝事務局長**

牧瀬議員のご質問にお答えします。今ご質問いただきましたトン当たりの単価と申しますのは、特に算定の決まりはございませんので、私ども独自で前年度の決算の数字を足しております。現在、溶融資源化センターで掛かるトン当たりの費用と申しますのは、例えば災害ごみが1トン外部処理のごみが入ることによって、委託料がどれだけ変わるかといいますと、用役費の1トン当たりの単価が増えるということでございます。当然そういうごみを処理するときに発生します飛灰の外部処理の費用も掛かってまいりますので、金額については、先ほど申し上げました金額よりも少ない金額で処理ができております。ただし、それ以上に、かかっている費用以上に外部の処理をするのに負担をしてもらっているんじゃないかというご指摘もあるかと思っておりますけども、人件費、それから想定外の補修費等については、算定をしておりますが、実際にかかった費用、この外部から処理をしたごみによってこの管内の皆さんの負担が上がるといことがないような仕組みになっております。以上でございます。

### **牧瀬昭子議員**

ありがとうございました。それでは、合わせて有価資源物売却金のところで、現在金属売払い金、古紙・古布売払い金が、下がってきているという、下落が見れるということなんです。この傾向としては、主観というか、傾向がどのように、これからも下落を続ける予定になっているのかという推定はどのようにされてますでしょうか。

### **平野健一総務課長**

牧瀬議員のご質問にお答えいたします。金属、それから古布、古紙ですね。これの単価につきましては、多分横ばいか、若干下がるのではないかという予測をしているところでございます。中でも古布と古紙につきましては、海外への輸出に頼っていたところがありますけども、特に中国への輸出は禁止になっているところもありますので、国内の需要がダブっております。そういったところの影響がござ

いますので、若干下がるのではないかなという予測をしているところでございます。以上です。

#### **牧瀬昭子議員**

それに関してなんですけど、補正の中で 88 万円の補正が出てたと思うんですが、その古布に対しての対応を再資源化のための費用、古布のリサイクルを持続可能なものとするため、再資源化のための費用を計上しましたというふうにあるんですが、これは具体的に 88 万円でどういうことをするのでしょうか。

#### **平野健一総務課長**

牧瀬議員のご質問にお答えしたいと思います、それは補正のところでご説明をしてから、またご質問をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

#### **牧瀬昭子議員**

わかりました。

#### **森山林議長**

他にありませんか。樋口議員。

#### **樋口伸一郎議員**

14 ページ 15 ページ、中山議員の質問と重複しますが、顧問弁護士との関係性といいますか、そこで教えていただきたいんですけど、先ほど令和元年度の決算では必要なかったということでご説明いただいたんですけど、必要ないことがいいことかなと思うんですけど、そもそも、一般的、通常で考えたら、顧問弁護士との関係性と言ったら、顧問料を払いながら、その関係性を保ちつつ、企業と例えたらいけないかもしれないけども、何かあったらそこを守る、法的な措置をとるとか、相談をしてくださるといイメージを私は持っていたので、この必要があれば使うという関係だと、ずっと費用は 0 円でいくことは望ましいことかと思うんですけど、いざという時に、顧問弁護士さんがさっと動いてくれるのかなということが疑問に思ったので、通常顧問料をキープしながらというところなんですけど、そういう契約書とかで通常は必要ないと、いらないと。公共施設なのでいらないと。ただ、何かあった時には、そういう相談とか、法的な案をしますよという関係性が、何か取り決めみたいなのがあるのかなと思って、今後、ないことが望ましいんですけど、ないとも限らないので、その辺の関係性について教えていただけないでしょうか。

#### **井上弘孝事務局長**

樋口議員のご質問にお答えいたします。先ほどご質問いただきました日野総合法律事務所との顧問契約につきましては、当初こちらの建設時に住民訴訟を受けておりまして、5 年間の佐賀地裁での訴訟経費を日野総合法律事務所にお支払いをしたということでございます。それ以降、平成 16 年度以降は特段大きな訴訟案件というのはございませんでしたけども、そういう関係で毎年顧問契約という形をさせていただきまして、1 時間当たりいくらという契約の内容で今日まで至っております。特に、おっしゃるように通常の法律顧問ということになりますと、定額をお支払いして、顧問契約を維持させていくというのが一般的でございますけども、私どもの施設については、当初の住民訴訟の関係を引き続き法律の顧問になっていただくということで、特にここの設立時の内容を詳しいものでございますので、そういった形で、顧問料をお払いせずに、契約書だけでさせていただいているのが現状でございます。以上

でございます。

#### **樋口伸一郎議員**

ありがとうございました。そしたら、ご答弁でわかったんですけど、例えば、年度当初にそうした契約というか、状況で、今年度もいいのかという確認みたいなのは、お互いに行っているという状況でいいんですかね。そのまま、なっているものというふうに考えて、何も手続きとかせずにやってるのか、年度当初には、本年度もこういう状況で、継続させていただいていいですかという確認はされながらこの決算に至っているというふうに解釈してもよろしいですか。

#### **井上弘孝事務局長**

樋口議員のご質問にお答えします。私どもの契約につきましては、年度当初に顧問契約というのを毎年締結させていただいており、委嘱状というのをお渡ししております。以上でございます。

#### **樋口伸一郎議員**

ありがとうございました。

#### **森山林議長**

他にございませんか。飛松議員。

#### **飛松妙子議員**

災害ごみについてお話をお伺いしたいと思います。昨年8月の豪雨災害で佐賀県が今までにない災害がございました。その廃棄処理に関しても武雄も大町もすごく大変だったということをお聞きしております。そこで、鳥栖・三養基西部環境施設組合としては、どういうものを受入れされたのか。その災害ごみというのは、現地からここに持ってくるような形になると思うんですが、出されてるもの全てこちらで受入れができたのか。聞くところによりますと、その施設によっては、こういうものしか受け取れないので、実際来たトラックを返されたという話もお聞きいたしましたので、うちはどういう感じで受入れ態勢をされたのか。そこをまず、教えていただければと思います。

#### **平野健一総務課長**

飛松議員のご質問にお答えします。ごみの中身につきましては、まず、うちのほうから現地のほうに出向いていきまして、内容を確認しております。可燃だけを持ち込んでくださいということで、お願いをしておりました。実際、こちらのほうにトラックで持込まれた時に、ごみピットに落とす前に、一応確認をさせていただきました。そういった感じで、中には角材とか入っておりましたので、そういった物は困りますということで、その辺の確認はしております。

それと、車両関係につきましては、大町町、武雄市のほうで調達をしていただきまして、向こうのほうから持って来てもらうと。こちらのほうは、確認をして搬入、受入れをするという感じでしてもらいました。以上でございます。

#### **飛松妙子議員**

ありがとうございます。そうしましたら、鳥栖・三養基西部環境施設組合としては、災害の受入れる時の基準とか、そういうのは多分なかったんじゃないかと思うんですが、今後そういうものをある程度基準を示して、協定を結ぶとかいう時には、それを指し示して、こういうもので、鳥栖・三養基西部環境施設組合では、受入れをいたしますということを今後されることを考えていらっしゃるのか、どうか。

基準を含めていく必要があるのではないかと思いますのですが、そのあたりは、どのようにお考えでしょうか。

### **井上弘孝事務局長**

飛松議員のご質問にお答えいたします。昨年の武雄市、大町町のごみ、それから今年度は熊本県の芦北町のごみの受入れをやっておりますけど、私どものほうは、必ず現地のほうに出向きまして、現地確認をさせていただいております。現地の担当の皆さんと、打合せをさせていただいて、受入れ基準というのを昨年度から作成をしておりますので、それを事前に配布をしまして、災害廃棄物の受入れについては、トラブルがないような方針を立てております。特に受入れについては、災害廃棄物の中で、破碎をしていただくというのが原則でございます。かなり大きなものも混ざってますので、一定の分別破碎をしていただくということと、搬入車両については、4 トン車以下で搬入していただく等の細かな基準を作成をしまして、被災地の担当と打合せをさせていただいております。以上でございます。

### **飛松妙子議員**

ありがとうございます。昨年受入れ基準を作っていたということなので、お聞きしましたので、安心をいたしました。今後も災害が発生した時にスムーズな対応をお願いしたいと思います。また、現地に行って実際にごみを確認していただいているということなんですが、例えば、他の処理施設の方々というのも現地に行って確認をされていらっしゃるのかどうか、そこだけ1点教えてください。

### **井上弘孝事務局長**

飛松議員のご質問にお答えいたします。災害ごみの受入れにつきましては、通常受入れ施設の担当が現地で確認をするということで、確認は、私どもと脊振のクリーンセンターの担当が現地に参っております。今年、芦北町、それから人吉市の災害現地につきましては、私どもと脊振、それから福岡市の担当の職員、それから佐賀県の職員と同時に現地で確認をさせていただくということで、ほとんど受入れをする前に事前の打合せをさせていただいているところが現状でございます。以上でございます。

### **森山林議長**

他にございませんか。牧瀬議員。

### **牧瀬昭子議員**

修繕費について教えていただきたいんですが、19 ページのリサイクルプラザの処理棟運営費ということで、3,609 万円の分なんですけど、これは、どういったことをするためのもの。いつまで使えるものなのかというのが気になっておりまして、この分に関して教えてください。

### **平野健一総務課長**

牧瀬議員のご質問にお答えいたします。修繕費につきましては、リサイクルプラザの修繕費になるんですけども、こちらのほうでは、年に2回修繕を行っております。前期と後期に分けて2回ということで、前期につきましては、主に破碎機、それからコンベア等の修繕をしております。後期につきましては、前期点検結果を受けまして、優先度の高いものから計画的に修繕を行っているという状況でございます。以上でございます。

### **牧瀬昭子議員**

ありがとうございます。この修繕に関してなんですが、これは、いつを目途に修繕をされているのか

っていうのを教えてください。

### **井上弘孝事務局長**

牧瀬議員のご質問にお答えします。現在リサイクルプラザの修繕計画につきましては、令和5年度の操業を前提に修繕計画を立てて現在修繕を行っているところでございます。今後、そのあとにこのリサイクルプラザの活用となりますと、予備品の補充等が必要となってまいりますけど、現在のところは、令和5年度までの予備品の調達と準備をしているところでございます。以上でございます。

### **牧瀬昭子議員**

どうもありがとうございました。令和5年までが目途で修繕をしていただいているということがわかりました。今後のことというのは、また、次の東部施設組合のほうでも出てくるかと思っておりますので、ちょっとその質問をさせていただきました。

最後になりますが、この施設が建てられる時に、この資料の中では前年比でごみの量とか金額というのを書かれているんですが、ごみの量の増減というのは、この間どのように推移しているのかというのがわかるとありがたいのですが、いかがになっているのでしょうか。

### **井上弘孝事務局長**

牧瀬議員のご質問にお答えをいたします。現在私どもの管内で発生しておりますごみにつきましては、若干毎年右肩上がりということで、増加している状況でございます。決算と同時に提出しております主要施策の経過報告の中の3ページのほうにグラフを付けております。平成29年度を境に平成30年度、昨年度の令和元年度、若干右肩上がりが増加をしているという状況でございます。これは、一般にごみの総量を申し上げますので、人口当たりのごみの搬出量につきましても、人口が伸びているのもありますけども、併せてごみの排出量が増えている。事業系のごみも含めてでございますけども、若干増加傾向にあるというのが現状でございます。以上でございます。

### **牧瀬昭子議員**

ありがとうございます。具体的に示していただいたその3ページの次のページの4ページに紙、新聞紙、資源化回収の対象になっているものというのが10%、可燃のほうに含まれているのが2,900トン程度となるということであるんですが、これがもし可燃ごみではなくて、資源ごみのほうにきちんと分別されるとなると、金額的なものとして示されると、非常に皆さんモチベーションが上がるのではないかなと思うのですが、そのあたりは何か計算とかされていらっしゃるのでしょうか。

### **井上弘孝事務局長**

牧瀬議員のご質問にお答えいたします。先ほどのご質問にもございました紙類のうち、資源化になるような紙類の減量化に伴って、約2,900トンのごみが少なくなります。これは、焼却が2,900トン減と単純に計算をしますと、溶融資源化センターの前年度の処理単価がトン当たり2万7,816円かかっている計算になりますので、単純に2万7,816円かける先ほど言いました2,900トンというのは、減量化に伴う効果だというふうに認識をしております。以上でございます。

### **牧瀬昭子議員**

ありがとうございます。金額にすると大体9,000万円くらいなのかなと、ざっと計算して、資源化された分と可燃で燃やさない分というのがあるのかなと思ひまして、約9,000万円と相当大きな金額なの

で、ぜひ、全体でも取組んでいければと思うのですが、組合としてその全体に対して、こういった取組みというのをぜひもっともっと推進して行って、減量化、資源化ということを後押ししていただきたいと思うのですが、今、さらに後押しをするための施策というか、考えてあることがありましたら教えてください。

#### **平野健一総務課長**

牧瀬議員のご質問にお答えいたします。紙類につきましては、ちょうど1年前ですけど、10月からリサイクルプラザのほうでリサイクルコーナーを設けております。そこに紙類、雑誌、段ボール、新聞とかを持込まれますけども、多い時には1人で200kg程度、持込まれますので、そういった方には、知合いの方にはこういったことをしてるので、こちらのほうに持込んでくださいということで公報をしております。以上でございます。

#### **牧瀬昭子議員**

要望で締めくくりたいと思うんですが、持って来ていただいた方々にもこれだけ9,000万円近くのお金が浮いてくるわけで、その方々にメリットになるような資源化になることで、自分にもメリットがあるとすれば、もっともっと回収率が可燃ごみに回さないとかに繋がるかと思っておりますので、ぜひそういったことも併せて考えて、実施していただきたいと思っております。以上です。

#### **森山林議長**

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略して、直ちに採決を行います。議案第5号について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、令和元年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。



### **日程第7 議案第6号 令和2年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)**

#### **森山林議長**

日程第7、議案第6号「令和2年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。議案の説明を求めます。平野総務課長。

#### **平野健一総務課長**

ただ今、議題となりました議案第6号、令和2年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算第1号についてご説明をいたします。これにつきましては、別冊の補正予算第1号をお願いいたします。

まず、4ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入でございます。款5繰越金、項1繰越金、

目1繰越金の補正額3,725万6,000円につきましては、令和元年度決算剰余金を当該年度に繰越すものでございます。

次に、歳出でございます。5ページをお願いいたします。款3衛生費、項1清掃費、目2リサイクルプラザ処理棟運営費、節12委託料に古布の運搬処理委託料88万円の補正をお願いするものでございます。古布のリサイクルにつきましては、大半が古着として再利用され、次に、ウエス、それからフェルト材として加工されますが、海外への流通が今回のコロナウイルスの影響でストップをしております。分別された古布の行き場がないといった状況も見受けられますので、組合といたしましては、当初から分別資源回収を普及、啓発をしております、今後も引き続き、この古布の再資源化に取り組んでいきたいと考えているところで、今回、後半約40トンの古布の資源化費用を計上させていただいているところでございます。

次に、款4予備費、項1予備費、目1予備費3,637万6,000円の補正をさせていただきまして、総額4,437万6,000円としたところでございます。

なお、令和元年度の各市町負担金の精算につきましては、来年2月の定例会にて予算計上をする予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

#### **森山林議長**

これより質疑を行います。質疑、ございますか。岡議員。

#### **岡廣明議員**

議案第6号令和2年度一般会計補正に対する質問でございます。目2の清掃費、リサイクルプラザの運営費の88万円、古布の運搬処理委託料ということで、計上されております。金額について、金額の云々ではございませんけれども、施設組合の取組みの方法についてお伺いしたいのが、新型コロナウイルス感染症対策で古布が家庭で、回覧板か何かわかりませんが、燃えるごみで出せという通達が各家庭で来ていると思います。にも関わらず、今回は88万円。燃えるゴミで出せば、こういう運搬料とかは組む必要性はないと思います。ですから、それがいつ、結局資源ごみの回収、各地区でされてますね。月に2回。あの時に、一方では燃えるごみで出せ、一方ではそういう資源ごみの回収では、古布の回収という名札が上がってる。だからどういう形でそういうふうな二重の取組みをされているのか。やはり出す人は、どちらを優先したらいいかわからないと思います。だからその辺具体的にいつこういう形で、今回は古布の回収もいたしますよという取組みがなされたのか、その辺については、全然通達が来てない。その辺についての見解を求めます。

#### **井上弘孝事務局長**

岡議員のご質問にお答えします。ご指摘のように私どもの組合では、古布の搬出の状況によりまして、7月より家庭内の保管というお願いを組合のホームページ、それから1市2町の公報でお願いをしております。特にどうしても自宅で保管ができないという状況の皆さんもいらっしゃいますので、そういう方については、可燃ごみで処理をしてくださいということと、一方、地域のごみステーション、リサイクルステーションにつきましては、布類の回収を完全に止めるということは、私どもは指示をしております。従いまして、実際に自粛のお願い、家庭で保管という期間でも、私どもの組合のほうには、古

布として入ってきておりますけれども、啓発のやり方としましては、まず、家庭内でリサイクルとして、リサイクルショップに持込むとか、シャツとかそういった物は小さく切って雑巾に使うとか、そういったことをまず行っていただいて、どうしても保管ができない状況にある方は可燃ごみでというお願いをしているところでございます。現在、後期の入札を9月に予定しております。古布の処理費用も9月に予定しておりますので、目途が立ちましたら、9月以降10月前半くらいからは、通常通りの回収体制に戻せればというふうに考えておりますけれども、これも古布の市場状況によっては、なかなか厳しいものがございますので、今、かなりの方が自宅で保管をしていただいておりますので、1度にまた出させていただくということは、我々の収集体制、それから処理体制、保管場所がなくなりますので、徐々に解除し、分散して出させていただくというお願いを今後していきたいと考えております。以上でございます。

### **岡廣明議員**

極端に言えば、燃えるごみで出してくださいということが、公報されて、そのあと資源ごみの回収のステーションでは、あくまでも回収は回収でやってるんですね。ですから、家庭の方は、汚れたやつは燃えるごみで出されると思います。しかし、もったいない、もったいないといったら失礼ですけど、まだまだこれは何らかの形で再資源として使えるというのは、やはりそういう形の中で出されると思いますけれども、そういう文書が回った以上は、そのあと何もないんですね。やはりその辺の的確な通達は、ここの事務局でやるか、もしくはみやき町においては、不法投棄対策監視員とかいろいろございます。ですから、そういう人たちを通じて、連絡を取るとか、地区の区長等々に呼びかけるとか、何らかの形をしないとバラバラだと思うんですよ。だから地区によっては資源ごみの回収も4か所5か所でやってる地区もありますし、1か所のところもあります。ですから、そこの担当、また当番の方によってもまた考え方が変わってるようでございますので、やはり1本化をして今後は取組んでいただきたい。それと、もしこういう古布に対して広域圏組合管内で鉄工所、企業等においては、古布を使われる企業があると思うんですよ。ですから無償で提供するとか、何らかの措置はあるのではなからうかと思しますので、その辺を含めて、今後ご検討をいただきたいと思います。

### **井上弘孝事務局長**

岡議員のご質問にお答えいたします。先ほどご指摘いただきましたように、私どもの公報と各市町での対応に若干ずれがございました。大変申し訳なく思っております。今後、古布の再開ということになりました時に、新たな分別、細かな分別のやり方、現状では、正直に言いまして、資源にならないような汚れたものとか、濡れたものも入っております。そういった物の分別費用もかなりかかりますので、そういった徹底も併せて、お願いをしながら古布のリサイクルが持続可能なものになるように今後も務めていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

### **森山林議長**

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。議案第6号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号「令和2年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。これにて、令和2年8月鳥栖・三養基西部環境施設組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

**午後2時45分 閉会**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 森山 林

議 員 伊藤 克也

議 員 宮原 宏典